

○ 破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十六年法律第七十六号） 新旧対照条文（抄）  
 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）（第十八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（請負事業に関する例外）            第八十七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた下請負人に対して、まづ催告すべきことを請求することができる。ただし、その下請負人が破産手続開始の決定を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。</p>	<p>（請負事業に関する例外）            第八十七条（略）</p> <p>②（略）</p> <p>③ 前項の場合、元請負人が補償の請求を受けた場合においては、補償を引き受けた下請負人に対して、まづ催告すべきことを請求することができる。但し、その下請負人が破産の宣告を受け、又は行方が知れない場合においては、この限りでない。</p>